

研 究 会 抄 録

(昭和52年9月～昭和52年12月)

経済分析研究会

従来主として社会学的側面から取り扱われてきた「家族」の問題に対して、経済学的側面からアプローチを試みようとする報告が続けて二つ行なわれた。

9月には「所得階層別家族構成と家族扶養の変化」(報告者 市川洋)と題して、わが国の家族の実態を所得階層と年齢を軸にして分析した報告が行なわれた。本報告は資料として厚生省保険局の「健康保険被保険者実態調査報告」(昭和48年、49年)を利用し、主として、(i)核家族はどの所得階層に多いか、(ii)直系尊属を扶養するのはどの所得階層に多いか、(iii)扶養率は所得と関係があるか、などをさぐるものである。その結果、次の点が明らかにされた。第一に、所得階層別に世帯類型をみると、核家族は所得の低い層よりも高い層に多く、また三世代家族も同じく所得の高い層に多い。他方、世帯主本人が父母とのみ世帯を構成している家族は所得の低い層に多い。第二に、扶養率と所得との関係は、若年家族を扶養しているばあいは、所得との正の相関がかなり顕著である。すなわち、所得の高い層のほうが平均家族数が多い。しかし、老人扶養に関しては、高所得層ほど老人扶養率が低いという逆の関係がみられる。第三に、昭和49年には前年に比し、政管健保において、直系尊属を扶養する世帯が著しく、増加した点が注目される。これは健保の給付率改正と深い関連をもつといえよう。なお、この統計では、家族のなかにいわゆる共働きの妻が含まれないこと、所得は世帯主本人の所得のみであること、所得階層が三区分別であることなど統計上の制約が分析結果にどのような影響を及ぼすか、さらに、本分析結果と他の社会調査から導かれた結果との相違点などについて議論が行なわれた。

12月には、「家族の経済的福祉——税制および社会保障制度上のとり扱い」(報告者 都村敦子)と題する報告が行なわれた。過去20年以上にわたる福祉システムおよび税システムの拡張は、所得再分配のチャンネルに大きな変化をもたらし、各世帯の可処分所得に及ぼすインパクトもきわめて大きくなっている。本報告は税制および社会保障制度では、世帯単位をどのようにとり扱い、どのような課税または拠出構造・給付構造で家族の経済的福祉に対応しようとしているかを分析することをねらい

としたものである。今日、多くの国において、社会における両性の役割、家族の地位および児童の地位などの変化にともない、税制のもとでの現行の公平概念を考え直すような傾向が生じている。その一つは、多くの国で税制上の世帯単位概念について、夫婦(または家族)合算課税から個人単位課税への移行がみられることである。この背景には、社会における婦人の役割の変化、個人主義思想の影響および税負担の公平等の要因が考えられる。第二に、子どものいる家庭に対する援助は、所得税システムの所得控除から税額控除へ、さらに現金トランスファーの形におきかえられる傾向が強い。家族といえどもそれぞれ、その家族構成、稼得者数(片稼ぎか共稼ぎか)、所得レベル等を異にする。本報告ではOECDの資料にもとづき、単身世帯と夫婦世帯、妻が就労するばあいとそうでないばあい、家庭に子どもがいるばあいといないばあい等に分けて、家族単位と税・社会保障負担および福祉給付の間の関連がとりあげられた。世帯の稼得所得に課税される所得税額は、課税単位のとり方、税率の構造、所得ブラケットの幅および控除構造によっていかに大きく影響されるかが明らかにされた。また一般に、社会保障の負担は所得税と次の点で異なる。すなわち、社会保障負担には各種の控除がないので、低所得レベルの被用者の拠出は所得税よりも多い。社会保障負担は個人ベースであり、また結婚状態や性別により区別されない。そのため、家族の経済福祉に税のばあいとは異なるインパクトを及ぼす。その他扶養児童に対する給付の支給方式やその規模のちがいも、世帯の可処分所得にかなりの効果をもつことが示された。さらに、家族の最低生活水準と税制との関係ならびに課税最低限と社会保障との関係について報告が行なわれ、家族の経済的福祉の問題にアプローチするためには、社会保障給付と所得税を一体的に考える必要性が強調された。

統計研究会

「企業内住宅施策における機能とその問題——実態調査をもとに」(9月27日 笠原加代子)

日本女子大学家政学部家政経済学科内消費生活研究会が実施した標題に関する実態調査の分析結果について、概要の説明があった。

本調査は高度成長経済を主導した各種産業に属する代表的企業計30社(回収27社)を対象として行なわれ、持家援助制度を中心に企業内住宅施策(法定外福利費に占める住宅費の割合は40~50%の企業が多く、平均50%位)を制度内容、運用状況、利用状況に亘って分析し、福利厚生として住宅施策が果している実質的機能の把握、ならびにその将来展望を行なっている。

住宅施策の中心は給与住宅と持家援助制度の2本であるが、近年、戸建住宅に対する強い欲求に応え、従業員のモラル向上をはかるためと、一方、企業における合理化政策が相まって、コスト高の給与住宅に代り、利子補給程度の負担ですむ持家援助制度の方へ重心が移行してきており、この傾向は今後もさらに拡充し、継続するものと見られている。しかしながら、持家制度の重視は給与住宅の縮小、廃止を意味するものではない。従業員のライフ・サイクルに応じて、寮、社宅、持家援助の機能を区別し、使い分ける方向にあるようで、寮(結婚)→社宅(入居後5~10年、年齢30~40歳)→持家というコースによる企業住宅総合対策の体系ができ上がっている。

持家援助制度の中味は住宅資金貸付制度と同積立制度のような資金面での援助に重点がおかれており、従業員による利用状況も、両制度、とくに貸付制度に集中している。なお、積立制度は従業員にとっては自己資金の準備、企業にとっては資金対策上、貸付制度と継続させている企業が多い。資金貸付の原資として、内部資金のみによる所は少なく、公的資金、民間資金、住宅資金積立残高等の外部資金を活用している所が多い。また、民間の金融機関の住宅ローンをあっせんし、利子補給をしている所も多く見られる。

持家援助制度は実質的には住宅に関する負担の従業員への転嫁であり、企業にとっては労務管理効果の増大と同時に福利厚生費の合理化をもたらす極めて有効な手段であるが、一方、従業員にとっては地価暴騰がもたらした地価と賃金の背離等により、恵まれた一部のの人々を除いて、持家の実現は必ずしも容易でなく、制度の有効性に疑問が生じてきていること等が指摘された。

「都道府県別にみた保護率の地域差について——保護率と各種社会指標の関係——」(10月18日 曾原利満)

1. 各地域の昭和30~50年の20年間における保護率の年次推移を要約すると、おおよそ次のような6型に分類可能である。すなわち、継続的減少型、継続的に減少してきて現在は横ばい中の型、ほぼ継続的に減少しているが中間に停滞期が介在している型、ほぼ継続的に減少しているが中間に増大期が介在している型、前半の減少傾

向から後半は増大傾向に反転している型、逆に前半の増大傾向から後半は減少傾向に転じている型である。昭和50年現在の各型の保護率を比較すると、やはり上の順序になっている。

2. 保護率の地域差は、最初、拡大傾向にあったが、昭和43年頃から縮小傾向になっている。保護開始率は保護率の動向を予測するのに都合のよい先行指標であるが、これを用いて地域差を調べてみると、すでに昭和38年には、保護率の地域差が将来縮小することを予想させる動きを示していることが注目される。

3. 保護率の地域差のパターンは、昭和35年以前と以降ではかなり異なるが、それ以降はほとんど変化していない。しかし、最近になって、昭和35年以前のパターンへ再び回帰するような動きが見られるようになった。

4. 保健衛生、人口、家族形態、賃金・所得、健康保険、就業状況、その他各種指標の地域差と保護率の地域差を相関係数を用いて比較してみたところ、相関の高い指標としては、次のようなものが見出された。()の数字は相関係数。

40~49歳男子死亡率(0.74)、母親と子より成る世帯の全普通世帯に占める割合(0.80)、夫婦と他親族より成る世帯の全普通世帯に占める割合(0.78)、17歳未満男子第1・10分位賃金(-0.77)、年収12万円未満世帯の割合(0.86)、45~54歳男子労働力率(-0.91)、男子失業率(0.86)、技能工・生産工程従事者の有業者に占める割合(-0.70)等である。

「日本における社会保障行政不服審査制度の現状と問題点」(12月1日 佐藤 進)

とくに、所得保障と社会福祉サービスに限定して標題に関する報告があった。

1. わが国では、戦前には不服審査制度は殆ど機能していなかった。戦後、受益主義の考え方から少なくとも上級行政機関については争いが提起できるようになってきた。司法審査にゆだねる方が受益者利益にかなうという風潮が強いが、行政不服審査制度の活用で解決可能なものが多くあるので、行政行為については、まず行政内部での不服審査にゆだね、その上でさらに司法審査にゆだねることを考えてよい。

2. わが国の社会保障行政不服審査制度の仕組み中では、とくに参与制度のあり方について問題が多い。受益者の権利を守るために、労働組合が参与の専門化、職能化を推進する等、もっと積極的に取り組む必要がある。厚生省関係ではとくにそれが立ちおくれている。また、国民年金については誰が参与として受益者の権利を守る

べきか問題である。現状では受益権が守られているかどうか疑問である。

3. 最近、被用者保険では不服審査請求受付件数の減少傾向が目立っている。これは、不服申立制度の存在を知らない人が多いからではないかと思われる。また、生保、その他社会福祉については不服審査は皆無に近い。社会福祉ではお上からお金を貰うという意識があり、権利として争うことがやりにくく、制度の形がい化をもたらしている。福祉事務所で不服申立てを奨めることがあってもよいのではないか。英国では不服申立てが全般的に非常に多いが、公的扶助の不服申立ても少なくない。誰でも条件を満たせば公的扶助を受けられ、それが一般化しているので、不服申立ても強いし、からっと明るい。日本のように暗くジメジメしていない。不服申立てに関する日本とヨーロッパ諸国の差の背景には次のような問題点が考えられる。

- 1) 不服審査は行政の改善をもたらすという考え方の不足
- 2) 古い日本の権利感覚の存在
- 3) 消費者サービスの一環としての捉え方の不足
- 4) 民間ボランティアで法律問題の相談にのってくれる所が少ない
- 5) 労働組合のとり組み方の立ちおくれ

4. 社会保障行政不服審査と司法審査の関係をみると、裁判所までいった場合に、労働省関係のものは殆んど労働省側が敗けており、それが労働保険審議会あるいは労働省の考え方を是正するものになっている。厚生省関係のものは原告の敗ける事件が多いが、それでも何らかの行政制度改善をもたらす力を持っていると見てよい。

5. 欧米諸国では、訴訟給付を社会保障制度で行なう等、社会保障制度の中に法援助の含められている所が多い。消費者援護制度を導入することは必要であり、これは行政自体にもプラスになるとと思われる。わが国に、現在、これのないのは大きな問題である。

6. 不服申立てをしてから審決までの時間があまりにも長過ぎる。一定期間内に1審、2審と審決が下り、次いで訴訟に移るというプロセスからみて納得できないものが多い。

社会分析研究会

9月20日「老人ホームにおける処遇の実態」(報告者 小笠原祐次)

昭和51年8月～9月にかけて、全社協老人福祉施設協議会と東京都老人総合研究所が全老人ホームを対象に行

なった調査の結果が報告された。

近年、老人ホームの量的整備は急速に進んできたが、老人処遇の内容については改善されなければならない多くの点を残している。たとえば、生活基盤と考えた場合の居室の物的設備的条件やサービスを提供する職員の問題、処遇の質の問題等である。本調査は、こうした処遇にかかわる問題性(状況)を明らかにし、その背景にある最低基準、措置費制度などとの関係を検討しようとしたものである。以下、調査結果を若干紹介しておこう。

まず、物的設備的条件からみていくと、施設種別の違いが指摘された。たとえば、規模でいうと、特養は100人以下の施設が多く、中小規模型であるが、養護は50人以下の小規模型が多い反面、150人以上という大規模施設が若干みられ、軽費は小規模型が多いといった特徴がみられる。居室についてみると、特養は6人部屋が多く、養護は2人と4人部屋、軽費は個室と施設種別の違いがみられる。プライバシーの問題とかかわらせてみると、同居者のいる居室でのオムツの交換時に、つい立を用いている施設はほとんどなく、またその設備もないという状況が指摘された。

次に、処遇の面を排泄介助という点からみると、介助回数は公立の施設より私設の方が多く、また深夜のオムツ交換時も「していない」割合は公立の方に高いというように、公・私立で格差がみられた。さらにまた、職員の給与水準についてみるならば、特養では公・私立の格差はほとんどみられないが、地域別には、関東、近畿で公・私立の格差が少なく、九州、四国で格差が大きいことが明らかにされた。近年、職員の労働条件の改善という側面に力が入れられてきているが、そのため、老人の食事時間や排泄状況などの処遇の面でしわ寄せがでているのではないかとといった指摘などがなされた。

10月18日「イギリスの老人ホームについて」(報告者 小林良二)

イギリス老人ホームの歴史は一口にいうと救貧法時代に形成された workhouse 的施設収容からの脱皮をどのように遂行してゆくか、という点にあったといえる。救貧法からの脱皮が法的に打ち出された1948年以後も、老人・障害者・病弱者といったカテゴリー別のケアシステムは十分に発達をとげたとは必ずしも言いがたい。その理由としては、救貧法時代の養老院としてのイメージが、人々の間に色濃く残っていること他、老人に対するサービスが、他の分野におけるサービス、たとえば、児童や障害者等に対して、相対的に低いプライオリティに甘んじてきたこと、大規模な老人施設から小規模な

ケア・ユニットへの移行が徐々にしか行なわれてこなかったこと、又戦後、地域的な人口構造のアンバランスから、ある地域には、老人人口の圧迫という事態が生じ、小規模施設における intensive care をむずかしくしたこと、財政的制約等があげられ、これらに加えて、老人特有な行動様式があること、等があげられるであろう。このレポートでは、そうした諸困難の克服をめざす実験的試みとしての、ロンドン、イスリントン区にあるペンネファーザー老人ホームの実情を紹介し、そのかかえる問題点を以上の個々の点から検討した。

12月13日「老人ホームの在り方をめぐる諸問題」(報告者 三浦文夫)

「今後の老人ホームのあり方について」(52年11月21日、中央社会福祉審議会・老人問題専門分科会意見具申)の報告がなされた。

老人ホームのあり方については、これまでに、45年「老人問題に関する総合的諸施策について」、47年「老人ホームのあり方」に関する中間意見などが提出されているが、今回の意見具申は47年の中間意見をうけ、さらにこの数年間の社会状況の変化を踏まえ、改めて今日的な老人ホームのあり方を問い直すという点で意義のあるものである。

本意見具申では、入所老人をどういう風に考えるのかという点から、老人ホームの類型化を試みたところに特徴があり、第一類型の老人として「常時濃厚な介護を要する老人」、第二類型は「心身機能の低下により、独力で日常生活に適應することが困難な老人で第一類型以外のもの」、第三類型は「独力で日常生活に適應することが可能な老人」と分類されている。そして、各々順に、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、一般老人ホームが対応するものとなっている。

47年の中間意見において、入所老人の心身機能に応じて(すなわち、経済的条件をはずして)老人ホームを体系づける方向が示されていたが。今回、この考え方を踏襲しつつ、体系化の上では若干の違いが示されている。前回の、世話ホーム的なものと、住宅施設的なものという2つの体系に整理して養護老人ホームを分解させるという方向から、養護老人ホームの機能を変化させ、強化していこうという方向に変わっている。従来の救済的性格を払拭させ、生活の場にふさわしい個室化の実現をうたっているが、第二類型の老人をどういう風にとらえるかという点や、個室化が養護・治療といった面からみて果してふさわしいかどうかといった点に疑問が出された。

その他、老人ホームの連携や地域開放、入所基準の確

立や医療処遇のあり方についてもふれられているが、現状の事後承諾的色彩が強く、今後に多くの問題を残した意見具申となっている等の意見が出された。

経済・社会研究会

ここ1, 2年、公的な審議会をはじめ、政党、民間の研究機関等からあいついで、年金制度をめぐる提言が発表され、年金についての論議は、百花齊放の趣きがある。そこで、本研究会では、これらの諸提言を比較検討することとし、9月には、「年金改革の諸提案について」(報告者 保坂哲哉)、10月には「年金構想について」(報告者 三浦文夫)、12月には「年金懇中間報告について」(報告者 地主重美)と3回に亘って、研究会を開催した。

第1回の保坂報告では、社会党、公明党のふたつの政党の年金改革についての提案および「生活設計計画」、社会経済国民会議の「高齢化社会の年金制度」のふたつの民間研究機関の提言、および社会保障制度審議会の検討メモおよび厚生省の検討資料である「基礎年金構想」などがとりあげられた。

この諸提言が取りあつかっている内容については別表の通りであるが、このような提言が出された背景をみると、①現実の年金給付は水準が低いこと、②各種制度間に格差がみられること、③制度が複雑で国民に理解されないこと、④長期の年金財政計画に対する見通しと準備が不充分、⑤年金行政、積立金運営・管理への労使参加が不充分、⑥雇用制度、自治体サービス、企業給付、定年制などの間の整合化、システム化の必要(社会経済国民会議報告書の指摘)などの理由があげられる。

これらの提言を通覧するとき幾つかの論点を抽出することができる。第一に年金制度の性格ないし役割を「最低生活保障」としてとらえるか「予定された所得保障」(制度審検討メモの考え方)ととらえるかの考え方の違いがみられる。第二に、長期的な構想のなかで年金改革を考えていく場合と、短期対策としてとらえるか、第三に、年金の給付水準の基礎的部分をデモグラント方式で考えるか保険システムで行なうかに対する考え方の違い。第四にこれと関連し、年金制度における国庫負担の意義づけ、第五に長期年金計画における人口、社会、経済的条件をどう考えるか、などの点である。

これらの論点を解く一つの鍵は、世代間の連帯という考え方を年金制度の原理にどのようにとりこむかという点にあることが報告者より強く指摘された。

第2回目の三浦報告では、保坂報告が触れなかった「年金制度国民調査会」の中間報告および共産党の年金改革

表 諸提言の共通点と相違点

		社会党	公明党	ライフ・サ イクル計画	社会経済 国民会議	制度審	厚生省
基礎的年金	普遍的定額給付	○	○	○	○	○	○
	ナショナル・ミニマム保障	○	○	○	○		
	老齢年金65歳支給		○	○		○	○
	一元制制度		○			○	○
	国庫財源（含目的税）のみ		○				
被用者年金	ポイント制	○			○		
	賃金スライド制	○			○		
	老齢年金60—65歳支給				○	○	
	制度一元化	○					
国民年金	基礎的年金に吸収 付加年金の拡充（拠出、報酬比例のもの）		○		○	一部 ○	一部/全部 ○

の提言の2報告について紹介と検討が行なわれた。さらに、前回で検討された諸提言をふくめ、これらの提言では、「最低保障」「基本年金」「基礎年金」などの考え方にみられるように、年金論議が一定の収斂傾向がみられることが報告者より指摘された。またそれと同時に、他の分野と年金制度のシステム化が主張されながら、「年金年齢」「年金水準」「拠出方式」等のなかで具体的な検討に乏しいということが指摘された。さらに制度改革における既得権、期待権の獲得と、社会的連帯の確立の間にはギャップが存在し、これが制度改革の具体化を妨げている要因ではないかという指摘が行なわれた。

第3回の地主報告では、締めくくりとして厚生省に設けられた「年金制度基本構想懇談会」の中間意見（昭和52年12月）の検討が行なわれた。非常に膨大な報告書のなかから幾つかの論点をとりあげて検討が加えられた。第一に年金制度の将来予測をたてる場合の方法論の検討が行なわれた。第二にわが国の年金制度の問題点として中間意見が指摘する点について検討され、第三に、今日の日本の年金制度では年金の目標について「失われた所得の補償」「老後の生活ニーズの充足」「ナショナルミニマム保障」の三つの考え方が混在していると報告者から指摘された。第四に、雇用と年金の関連、第五に個人保障と世帯保障についての考え方、第六に費用問題について、基礎年金部分をどう賄うかについて税システムか財政調整かという論点について中間意見の批判的検討が行なわれた。

なお、52年の12月には社会保障制度審議会から「皆年金下の新年金体系」と題する提議が発表されたが、この検討は時間の関係で別の機会に譲ることにした。

以上3回の検討のなかで、年金制度の今後のあり方を探るためのアプローチの方法について論議が深められた

ように思われる。

制度研究会

昭和52年9月13日の研究会では、「ソヴィエト連邦の保健システム」（報告者 橋本正己）についてヒヤリングが行なわれた。

ソ連の現在の保健システムは、Feldsher やウチャストクなどが伝統的制度の継承の上に立っている部分も少くないが基本的には革命後の発展の結果である。「保健」の範囲は広く考えられ、予防はもとより研究、教育を含む、病床率、医師率などの指標は国際的にみても高い。保健行政の体系は、連邦、共和国、州・地域、自治共和国・自治州、都市または農村地域、医療小地区等と各段階に分けて整備されている。都市地域では、Rayon 病院、Rayon Sanepid が中心となり各小地区に polyclinic が配置されている。それに対して農村・辺地の医療サービス・システムは、オブラスト病院を中心に、Rayon 病院、地区または集団農場病院、Feldsher-Midwife-Post というネットワークが用意されている。しかし、施設、マンパワーの両面で都市、農村格差があり、ギャップの縮小が政策課題とされている。

プランニングないし評価の点では、精密なスクリーニングを行なった結果を実際の保健活動と対比して、どのくらいまたどのような満たされないニーズがあるかを計測した例も報告されている。

ソ連の保健システムの基本的な特徴は、しかしなんといってもプライマリー・ケアにもっとも力点を置いたシステムだという点にある。

以上のような趣旨の報告に対して、職場保健システムと地域保健システムの関係などについて質疑応答があった。

同じく10月12日には「西ドイツ社会保障の諸問題」と題する報告(報告者 石本忠義)が行なわれた。最近疾病保険、医療費問題を中心にヨーロッパ諸国を訪問調査した結果の報告の一部である。

最近西ドイツでは二つの重要な法律が制定された。一つは年金保険に関するもの、他は疾病保険に関するものであるが、いずれも財政の安定化を目的としたものである。この二つの部門のうち疾病保険は従来から医療費高騰が続いて問題があることが知られていたが、しかし現在ではむしろ年金保険の財政がきびしくなっていると聞かされ予想外であった。

年金保険の財政対策のうち収入改善対策は雇用状況で、不況下であることもあっていまのところ保険料率の引き上げ措置はとられない。そこで支払準備金の法定額を支出3か月分から1か月分に切り下げる一方、年金受給者疾病保険のための支出を軽減することで対応することとした。そのほかの支出面からの財政均衡化対策として一般算定基礎額の改定率の若干の抑制、次期年金調整の半年繰り下げ、職業リハビリテーションの移管などが実行ないし計画された。

疾病保険関係の改革は、診療報酬の伸びや薬剤費を一定の枠内におさえるルールを確立するための措置の導入など、主として費用抑制面からの措置が講じられ、薬剤費の患者一部負担の額と対象範囲の引き上げ、拡大が行なわれたほか、いわゆる *Konzertierte Aktion* なる組織・機能が導入された。その他病院機能の拡大などの措置と合わせ、従来の疾病保険の組織構造に変化をもたらして所期の目的を達成することを狙った点が、今日の改革の重要な特徴の一つであった。

以上のような趣旨の報告に対して、年金保険料引き上げを躊躇する理由を失業保険や疾病保険の料率引き上げとの関係でどう理解するか、疾病保険組織に変化が生ずる可能性いかん、などについて質疑、討論があった。

12月15日の報告は「公的扶助の国際比較」(報告者 保坂哲哉)について行なわれた。

フランス、西ドイツ、スウェーデン、イギリス、アメリカの5か国について、主要公的扶助制度の長期的変化の趨勢が統計的に示された。

公的扶助は、第2次大戦後の社会保障制度の確立・発展期を経て、その役割と機能は相対的に縮小するものと考えられた。果して実際にそうであったか。一部は然り、一部は否という解答がえられる。

社会保障の発展のうち、給付の普遍化と給付水準の向上、公的扶助の枠外での選別的給付の導入は、公的扶助

の役割と機能を縮小するのに貢献した。その典型がスウェーデンの場合である。しかし、なおこうした発展が十分実現しなかったところでは、公的扶助はその補完的役割を大きく発揮している(アメリカのAFDC、イギリスの補足年金、アメリカのメディケイド、フランスの医療扶助など)。一般的、長期的傾向として、高齢者の公的扶助とくに現金給付への依存度は低下しつつある。それに対して、片親家族のウェイトが、国によってその相対的重要性に大きな差はあるが、ふえつつある。

一方、フランスや西ドイツでは、公的扶助が社会福祉サービスの機能を担っており、その面で、かえって役割を拡大している点も見受けられる。

公的扶助の動向を分析することにより、その国の社会保障のどの領域にまだギャップが残されているかを知ることができる。

以上の趣旨の報告に対して、費用増加の要因分析、未受給者の推定などの点について質疑、討論があった。

政策研究会

9月27日「ヨーロッパの社会保障事情」(報告者 石本忠義)

8月下旬から9月上旬にかけて約2週間、フランス、西ドイツの医療保険関係機関、ILO、ISSAを訪問した報告者から、最近の医療費問題とその対策を中心として、実情の報告があった。

フランス、西ドイツとも、医療費の上昇が著しく、その対策として、(1) 保険料の引上げや財政調整などの財政対策、(2) 医療費の抑制策、がとられている。たとえば後者については、フランスでは、診療報酬請求審査の段階での厳格なチェックや、各疾病保険金庫の支出コントロールが行なわれている。また西ドイツでは、1977年7月1日から「疾病保険費用抑制法」が施行され、診療報酬の引上げ率を平均賃金上昇率に応じたものとするものが法定された。

ILOやISSAも各国の医療費問題の検討を行なっている。がそれによると、各国とも供給面の事情が医療費上昇の決定的な要因になっており、現状を開き方向として、資源の有効配分やプライマリー・ケアの重視が打ち出されている。

社会保障の全般的な動向としては、フランス、西ドイツともに経済停滞に悩んでおり、医療費の上昇、失業者や年金受給者の増大による社会保障財政の圧迫と財源難の板ばさみという、苦況に直面している。これに対して両国とも、雇用促進によって就業者数を増加させ社会保障

財政の増収を図るとともに、他方で医療費や年金支出の節減を図ることに苦心している。

11月29日「健康保険改正と老人医療の問題点」(報告者 小山路男)

老人保健医療問題懇談会の意見書(「今後の老人保健医療対策のあり方について」10月26日)、および社会保険審議会の意見書(「医療保険制度の改善方向について」11月5日)について、両意見書に関係した報告者から解説があった。

老人懇の意見書は、老人医療費支給制度の財政膨張、老人を多くかかえる国保の財政悪化、さらに財政当局の老人医療費有料化の主張などの危機的な状況のなかで、老人保健医療の今後のあり方を示している。そのなかで、(1) 医療費対策に傾斜している現状を改め、健康増進、医療、機能回復などを包括する総合保健体制に組みかえ、(2) 財源については、各種の方式を検討したうえで、一部公費および住民や事業主の拠出で賄うという新しい制度を提案している。

社保審の意見書は、(1) 最近の医療費増高に対する対策や差額ベッド、付添看護などの保険外負担の解消を強く求めるとともに、(2) 家族の給付水準は10割給付を目指す、(3) 家族給付の改善との見合いで本人の一部負担

を適正な額に引き上げる、(4) 財政調整は当面、健康保険組合間で行なう、などの内容になっている。

12月14日「厚生白書について」(報告者 横尾和子)

12月2日に発表された昭和52年版厚生白書の総論「高齢者社会の入口に立つ社会保障」について、その概要の解説があった。

白書は前半で、欧米諸国の社会保障給付費の動向を、部門別(医療、年金、その他)に明らかにし、さらに負担についても検討を行なっている。また、社会保障の基礎的な条件である人口について、老齢化を中心に検討し、就業構造、世帯構造の動向にも言及している。

後半では、各国ごとに、社会保障の歴史的な展開過程および現状について、社会経済的な諸条件をふまえながら紹介している。

今回の白書は、全体として、目前に迫った高齢化社会にどう対処するかという問題意識で貫かれている。そのために、既に高齢者社会を迎えている欧米諸国(イギリス、フランス、西ドイツ、スウェーデン、イタリア、アメリカ)との国際比較を通して、わが国の社会保障の特質を明らかにし、今後の方向を考えるうえでの素材を提供している。

執筆者紹介(執筆順)

山田雄三 一橋大学名誉教授

三浦文夫 社会保障研究所研究第三部長
